北海道告示第 11278 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年２月 14 日までに北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年10月14日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ天塩店

天塩郡天塩町字川口 5690－３

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リース株式会社　代表取締役　佐藤　文則

札幌市中央区南１条西10丁目３番地

(3) 変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 北海道リース株式会社　代表取締役　村上　則好

札幌市中央区南１条西10丁目３番地

(変更後) 北海道リース株式会社　代表取締役　佐藤　文則

札幌市中央区南１条西10丁目３番地

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)　(仮称) ツルハドラッグ天塩店

天塩郡天塩町字川口 5630－３の１部

(変更後) ツルハドラッグ天塩店

天塩郡天塩町字川口 5630－３

(4) 変更の年月日

上記(3)ア　令和４年６月29日

上記(3)イ　令和４年10月４日

(5) 変更する理由

上記(3)ア　代表者変更のため

上記(3)イ　店舗名称及び所在地が確定したため

２　届出年月日

令和４年10月４日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和４年10月14日（金）から令和５年２月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時45分から午後５時15分まで